別表十一(一の二)の記載要領第一号中「若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この記載要領において「平成23年12月改正法」という。）附則第13条第１項（貸倒引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「旧効力法」という。）第52条第２項若しくは第６項（一括評価金銭債権に係る貸倒引当金）」及び「若しくは平成23年12月改正法附則第19条第１項（連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第81条の３第１項（旧効力法第52条第２項又は第６項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」を削り、同第二号及び第四号を削り、同第五号中「第２号(1)」を「前号(1)」に改め、同号を同第二号とし、同第六号を削り、同第七号中「第96条第８項」の次に「（貸倒引当金勘定への繰入限度額）」を加え、同号を同第四号とする。

別表十一(一の二)の表中「同上の$\frac{30又は90}{100}$相当額」を「同上の$\frac{30、70又は90}{100}$相当額」に改め、同表の記載要領第一号中「租税特別措置法」の次に「第55条（海外投資等損失準備金）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）」を加え、「同法」を「租税特別措置法第68条の43(海外投資等損失準備金）若しくは平成28年旧措置法」に改め、同第二号中「第32条の２第17項及び第18項」を「第32条の２第18項及び第19項」に、「第39条の72第14項及び第15項」を「第39条の72第15項及び第16項」に改め、同第三号中「「同上の$\frac{30又は90}{100}$相当額　(8)」」を「「同上の$\frac{30、70又は90}{100}$相当額　(8)」」に改め、同号①中「「又は90」」を「、70又は90」」に改め、同号②中「は、「30又は」」を「おいて、当該取得が平成28年４月１日以後であるときは「30、」及び「又は90」を消し、当該取得が同日前であるときは「30、70又は」」に改める。